最終更新日：2017年6月23日
フジオーゼックス株式会社
代表取締役社長　深谷研悟
問合せ先：0537-35-5973
証券コード：7299

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員および使用人が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

<経営理念>
(1) 技術を極め、顧客の高い満足と強い信頼を頂く商品を提供する。
(2) 地球環境を守り、企業責任を全うし、社業を通じて社会に貢献する。
(3) 世界を視野に高い目標に挑戦し、企業の発展と個人の成長を実現する。

業務執行・監督の仕組み
定例および臨時の取締役会のほか、経営会議等の組織を設け迅速な業務執行を行っております。
各取締役において当該業務執行を監督するほか、社外監査役を含む監査役により適宜適切な監査が行われております。

当社は監査役会設置会社であります
社外取締役1名を含む取締役会が業務執行の監督、社外監査役2名を含む監査役会が業務執行の監査を担う体制を採用することにより、コーポレートガバナンスの充実を図り、意思決定の適正化・迅速化と経営の透明性・公正性を確保しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】
当社は、機関投資家等の株主構成の状況次第によっては議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しています。
議決権行使のプラットフォームの利用や招集通知の英訳については、海外法人等の持分が少数のため、現在は行っておりませんが、今後の株主構成等の状況を勘案しながら検討してまいります。

【原則4-8　独立社外取締役の有効活用】
当社では、監査役会設置会社制度のもと、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を1名、独立社外監査役を2名選任しております。現時点では社外役員3名で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えておりますが、今後、必要に応じて独立社外取締役の人選を行ってまいります。

【補充原則4-10-1】
当社の独立社外取締役は現状1名であり過半数に達しておりませんが、取締役会において当社の重要事項の決定に際して適切な関与・助言を行っております。なお、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの事項に関し、より一層の関与・助言を得る体制作りを今後検討してまいります。

【補充原則4-11-3】
取締役会全体の実効性の分析・評価については、充実した事前準備と資料提供、十分な審議時間を設けながら、様々な機会を捉え、社長ほか社内役員と社外役員との意見交換などから常に評価を得ており、今後も得てまいります。
制度的な評価の導入は今後の課題として検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、原則として、政策保有目的の株式の取得を行わない方針であります。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については、社内規程により、あらかじめ取締役会での決議を必要としており、その決議には、該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外した上で行っております。また、当社及び子会社の役員も含め、関連当事者間の取引の有無について確認書による確認を毎期実施しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略、経営計画
経営理念や経営戦略等を当社ホームページ、有価証券報告書にて開示しております。
(2) 本コード (原案) のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスの基本的な考え方については、本報告書の「1.1　基本的な考え方」及び有価証券報告書にて開示しております。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
ア.方針
報酬は定例給与と賞与により構成されています。会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としています。特に賞与は各期の利益指標をベースとし、配当、従業員の賞与水準、中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案しています。
イ.手続
方針に基づき社長が内容を検討し、取締役会が決議しています。
(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

ア.方針
　経営陣幹部選任、取締役候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。
　また、監査役候補指名におきましては、財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に選定し、監査役会で検討・同意をした上で、最終的に取締役会にて決定しております。
イ.手続
　方針に基づき社長、人事担当取締役が内容を検討し、取締役会が決議しています。
(5) 取締役会が上記 (4) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。また、候補者全員の経歴を株主総会招集通知の参考資料として付しております。

【補充原則4-1-1】
　取締役会で意思決定すべき事項については、迅速な実践及びリスク管理のバランスを図るため、法令または定款で定められた事項の他、重要事項について詳細かつ具体的な付議・報告基準を定めております。
　取締役会の決議事項以外の内容については、重要性の度合いに応じて経営会議の決議、稟議による決裁等を通じ、経営陣に委任しております。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて常に見直しされております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたり、会社法の要件及び証券取引所が定める独立性基準の要件を満たし、また、経営に対する幅広い見識を有し、当社の経営に対し適切な意見を頂けることを重視しております。

【補充原則4-11-1】
　当社の取締役会は、定款で定める取締役15名以内、監査役は4名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。
　当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定します。また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2】
　社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及び当報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2】
　当社では、取締役・監査役に対して、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンスを重視した研修を実施しています。
　また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、斡旋、費用の支援を行っています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は企業価値の長期的な拡大のため、幅広いステークホルダーとの確固たる信頼関係を構築することが重要であると認識しており、適切に説明責任を果たすべく、株主との建設的な対話を促進してまいります。
　具体的には、IR担当取締役を選任するとともに管理部をIR担当部署とし、株主等に対しては、株主総会後の会社説明会や決算発表時の記者会見実施とともに、逐次スモールミーティングの実施や個別面談への対応を行っております。
　なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
大同特殊鋼株式会社	9,339,900	45.42
大同興業株式会社	1,083,000	5.26
ジェイアンドエス保険サービス株式会社	655,010	3.18
株式会社りそな銀行	642,300	3.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	578,000	2.81
フジオーゼックス取引先持株会	535,000	2.60
NOMURA SINGAPORE LIMITED	413,000	2.00
MSIP CLIENT SECURITIES	367,000	1.78
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES	192,000	0.93
フジオーゼックス従業員持株会	186,775	0.90

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――

親会社の有無	大同特殊鋼株式会社 （上場：東京、名古屋） （コード） 5471

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

大同特殊鋼株式会社との商取引に関しては、自主性、独立性を保つことを基本としており、他社との商取引と同様、公正かつ適切に行っております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は親会社の企業グループの中で自動車部品・産業機械部品事業分野に属しエンジンバルブ事業を担う唯一の企業であります。
当社は、親会社よりバルブ製造用および金型用等の特殊鋼、盛金材を親会社の企業グループを通して購入しておりますが、総原価・市場価格を勘案し毎期交渉して、一般的取引条件と同様に決めております。また、機械設備についても親会社の企業グループから提示された価格をもとに交渉して、一般的取引条件と同様に決めております。
当社の事業展開にあたっては、親会社の代表取締役副社長執行役員および常勤監査役が当社の取締役および監査役を兼務しておりますが、親会社の指示や承認に基づいて行うことは無く、専任役員を中心とした経営陣の判断のもと独自に意思決定を行い実行しております。また親会社からの金銭等の借入や保証関係等も無いことから事業運営上当社の親会社からの一定の独自性が確保されていると判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
廣井公夫	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣井公夫	○	廣井公夫法律事務所代表	弁護士であり、法務面における豊富な経験と専門知識をもとに、独立した立場から当社経営監督に助言を頂くことで取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年間6回程度、会計監査人との会合を開催し、監査体制および内部統制等について打合せを実施している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀田尚志	他の会社の出身者													
山田剛己	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀田尚志	○	平成27年6月まで株式会社静岡銀行常勤監査役を務めた。	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有し、監査業務に精通しており、幅広い見識を活かし当社の経営について適切な意見および助言が期待できるものと判断し選任しております。
山田剛己	○	山田公認会計士事務所代表 （当社と監査契約している有限責任監査法人トーマツに在籍しておりましたが、当社の担当を受け持ったことはありません。また、2014年11月末日をもって有限責任監査法人を退社し、公認会計士・税理士共同事務所を設立しております。）	公認会計士であり、企業会計監査に関する豊富な経験と財務および会計に関する専門的知見を有し、企業経営に精通していることから、社外監査役として適正な監査が期待できるものと判断し選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では、インセンティブ付与が必ずしも取締役の職務精励につながる策とは言い切れないとの考えにより、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額と監査役の年間報酬総額を開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

経営成績をもとに、職責や成果等を反映して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の資料、毎月の活動概況説明を送付している。
監査役会の開催に際し、事前説明を行っている。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

定例の取締役会を毎月一回開催し、経営会議を毎月二回開催し、必要に応じ臨時に開催しております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、谷津良明、城卓男の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。
当社の会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士3名、その他数名であります。
また、独立役員を選任しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の意思決定と業務執行状況等を監視する制度として監査役会を設置し、これが内部統制部門である監査室と連携して監査を行うことにより、経営の監視が十分に機能すると判断しているため、現状の体制を採用しております。また、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役4名のうち2名を社外監査役としております。2名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地から経営状態及び取締役の業務執行状況等の監視を行っております。これらの体制により当社の業務の適正性が担保されていると考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年3月期は、6月5日発送。（法定期日より4日早く発送）
その他	株主総会後株主への会社説明会を実施

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会後、株主への会社説明会を実施	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、報告書などを掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	国内事業本部業務部人事総務室にて担当	
その他	決算発表を東京証券取引所兜クラブおよび地域記者クラブ（浜松経済記者クラブ）にて実施	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ＩＳＯ１４００１取得、環境保全･エネルギー委員会の設置、環境会議の月一回開催

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役・使用人が法令・定款および当社の基本方針を遵守した行動をとるための「経営理念」を定め、代表取締役が繰り返しその精神を取締役・使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、代表取締役社長を委員長とする「ＣＳＲ委員会」を設置し、取締役・使用人が経営理念に従い、フジオーゼックス企業人としての公正・正当・妥当な行動を遵守するよう啓蒙、監査、改善是正を継続する。「ＣＳＲ委員会」は原則として1年に1回、必要あるときは随時、開催する。「ＣＳＲ委員会」の下部組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、誠実性および倫理観に対する具体的な行動・判断のよりどころとして「行動基準」、および、「コンプライアンス ガイドライン」を制定し、取締役は率先垂範し社内に徹底するとともに、全社員自ら行動実践できるようにコンプライアンス教育を行う。「リスクマネジメント委員会」は原則として6ヶ月に1回開催する。

監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、「ＣＳＲ委員会」、「リスクマネジメント委員会」と連携をとる。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。

外部との電子メールについてはモニタリングを実施する。法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段として、ホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度規程」を制定し、グループ会社を含め適用している。

2． 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社則の「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、情報の管理については「情報セキュリティ管理規程」および、「個人情報取扱管理規程」に従い、適正に管理される。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント委員会」において、当社および当社グループ内の予想されるリスク及び潜在的リスクを排除・防止するための審議を行う。

また突発危機が発生した場合の対処方針を検討し、対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。具体的には「緊急時における事業継続計画」を制定し管理している。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督を行うこととする。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月2回開催し、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うこととする。取締役会・経営会議は、必要に応じ臨時に開催を可能とする。

社内規則に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとることとする。「経営企画委員会」において、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。また、毎期当初にコストに関する数値目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に管理会計手法を用いて、目標の達成をレヴューし、結果をフィードバックすることにより、職務の効率性を確保するシステムを採用する。

5．当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社毎に、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社コンプライアンス統括部署はこれらを横断的に推進し、管理することとする。

当社は「国内関係会社管理規程」および「海外関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告および業務報告を受け、適正な管理体制を確保する体制を構築している。

当社は子会社を含む内部統制システムを運用しており、監査室による定期的な監査を行うことで業務の適正性と効率性を検証している。

また、親会社グループとの内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図るために、「グループ監査研究会」への参加を行うこととする。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

7．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および実効性の確保に関する事項

監査役会は監査役の職務を補助すべき使用人および監査室に属する使用人の人事異動について、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとする。また当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役会の承認を得るものとする。

また、監査役の職務を補助すべき使用人は取締役の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたることができるものとする。

8．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（イ） 監査役は経営会議および職務執行に関する重要な会議および委員会に出席することができる。

（ロ） 監査役会と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、この規程に基づき、当社および当社グループの取締役および使用人は次に定める事項を報告することとする。

1．経営会議その他職務執行に関する重要な会議で決議された事項
2．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
3．毎月の経営状況として重要な事項
4．内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
5．重大な法令・定款違反
6．その他コンプライアンス上重要な事項

（ハ） 使用人は前項（ロ）に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

（ニ） 前項（ハ）において監査役へ通報した者は不利益な取り扱いを受けないことを「内部通報制度規程」に定めて運用する。

（ホ） 監査役および監査役の使用人の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の償還の処理に関する事項については、取締役の承認を得ることなく実行できる。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）監査役は、定期的に代表取締役社長と情報交換を行う。

（ロ）監査役は、監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査役監査の実効性確保を図る。

10．財務報告の信頼性と業務の有効性･効率性を確保する体制について

当社およびグループ会社は、金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制および各業務プロセスの統制活動を強化し、その適正性かつ有効性の評価ができるように、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、財務報告の信頼性維持･向上をはかることとする。

また、財務報告に係わる内部統制において各組織（者）は以下の役割を確認する。

（イ）取締役は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備･運用する。

（ロ）取締役会は、取締役の内部統制の整備および運用に関して監査責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実施されているか取締役を監視、監督する。

（ハ）監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備および運用状況を監視、監査する。

（ニ）監査室は、各統制の管理部署が実施した内部統制の整備･運用状況の把握･分析および有効性評価とは別に内部統制監査を実施する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本方針とする。
反社会勢力に対する対応部署を業務部に設け、当社、当社グループおよび親会社の関係部署および外部専門機関（県、企業防衛対策協議会等）との協力体制を整備している

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

会社の機関・内部統制の関係

